

第6号様式（第8条関係）

産業廃棄物税納付申告書		登録番号
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div>	年 月 日 沖縄県 那覇県税事務所長 殿	氏名又は名称 並びに代表者名 住所又は所在地 この申告に 応答する 者の氏名 及び電話番 号 (電話) 最終処分場 名 称 所 在 地
申告の対象期間		年 月 日から 年 月 日まで
期間中における最終処分場への産業廃棄物の搬入量		① 千 トン
課税免除	条例第5条第1号の規定によって課税免除される搬入量	②
	条例第5条第2号の規定によって課税免除される搬入量	③
課税の対象となる産業廃棄物の搬入量 (①-②-③)		④
④の内訳	委託契約により最終処分場へ搬入した産業廃棄物の数量	⑤
	中間処理業者が中間処理を行った後に生ずる産業廃棄物を自らが設置する最終処分場へ搬入した数量	⑥
	委託契約以外による最終処分場への産業廃棄物の搬入量より⑥を除いた数量	⑦
課税標準例	条例第7条第1号の規定によって課税標準の特例の対象とされる搬入量	⑧
	条例第7条第2号の規定によって課税標準の特例の対象とされる搬入量	⑨
税額の計算	申告納入 課税標準数量 (⑤の数量)	⑩
	税 額 (⑩×1,000円/トン)	⑪ 百万 千 円
	申告納付 課税標準数量 (④-⑤-⑧× $\frac{1}{4}$ -⑨× $\frac{1}{2}$)	⑫ 千 トン
	税 額 (⑫×1,000円/トン)	⑬ 百万 千 円

- (注) 1 この申告書には、附表(①②③⑤⑥⑦⑧⑨欄の搬入量及び数量に関する明細書)を添付して提出してください。
- 2 搬入量及び数量を記入する場合は、計量した重量(重量の測定が困難な場合は体積から換算した重量)を記入することとし、トン未満の端数についてもそのまま記入してください。
- 3 「税額」の欄は、円未満の端数があるときはその端数を切り捨ててください。
- 4 申告書の提出期限後に申告納入又は申告納付すると延滞金のほか、不申告加算金が徴収されます。

第6号様式附表

		施 設 の 名 称		登 録 番 号	
申告書〔 〕欄の搬入量又は数量に関する明細書					
申告の対象期間		年 月 日から 年 月 日まで			
産業廃棄物の種類	搬入重量 (トン) (ア)	重量の計測が困難な場合			合計重量 (トン) (ア)+(イ)
		体積 (立方メートル) (A)	換算係数 (B)	換算重量 (トン) (A)×(B)=(イ)	
燃 え 殻	.	.	1.14	.	.
汚 泥	.	.	1.10	.	.
廃 油	.	.	0.90	.	.
廃プラスチック類	.	.	0.35	.	.
紙 く ず	.	.	0.30	.	.
木 く ず	.	.	0.55	.	.
織 維 く ず	.	.	0.12	.	.
動物又は植物に係る 固形状の不要物	.	.	1.00	.	.
獣畜及び食鳥に係る 固形状の不要物	.	.	1.00	.	.
ゴ ム く ず	.	.	0.52	.	.
金 属 く ず	.	.	1.13	.	.
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	.	.	1.00	.	.
鉦 さ い	.	.	1.93	.	.
コンクリートの破片その他これに類する不要物	.	.	1.48	.	.
動物のふん尿	.	.	1.00	.	.
動物の死体	.	.	1.00	.	.
ば い じ ん	.	.	1.26	.	.
廃棄物処理法施行令第2条第13号の廃棄物	.	.	1.00	.	.
合 計

- (注) 1 この明細書は施設ごとに作成してください。
 2 この明細書は、第6号様式の申告書に添付して提出してください。
 3 重量、体積を記入する場合は、計量又は測定した数量を記入し、トン未満の端数についてもそのまま記入してください。